

令和3年7月9日

大阪府観光客受入環境整備の
推進に関する調査検討会議 会長 様

大阪府知事

宿泊税に係る制度の在り方について（諮問）

大阪府では、来阪旅行者の急増や旅行者ニーズの多様化に対応するため、平成29年1月に宿泊税を導入し、観光客の受入環境整備や魅力づくりの推進等に活用してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、国内外からの来阪旅行者数が大きく減少するなど、大阪における観光を取り巻く環境は大きく変化しております。

宿泊税については、大阪府宿泊税条例附則により、施行後5年ごとに、施策の効果及び条例の施行状況を勘案し、制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされています。

つきましては、こうした状況を踏まえた、今後の宿泊税に係る制度の在り方について、貴会議の意見を求めます。